

区報平成30年10月11日号掲載

消費生活センターから

住宅リフォーム トラブルにご注意！



自然災害で受けた被害や老朽化による傷み等、家屋への不安に乗じたリフォームトラブルが発生しています。

《 事例 》

- ①業者が訪問し「外壁のひびを4万円で修理できる。近所の家も自社が修理した」といわれ、契約した。しかし、工事日には「屋根瓦がずれているため危険」と言われて屋根工事の契約も行い、追加で100万円支払った。
- ②「壊れた雨どいの修理を火災保険で無料でできる」と訪問勧誘を受け、雨どい交換工事と保険申請を依頼した。保険金は下りたが、高額の見積を出されたため、工事をキャンセルしたところ、保険金の4割の違約金を請求された。
- ③自宅に「水道排水管清掃一斉工事」のチラシが入った。安価で、自治体関係する事業だと思い契約したが、高額な費用を請求された。

《 問題点 》

- 確認が困難な家やの傷みを指摘し、不安をあおり契約させる。
- 安価な工事できっかけを作る。
- 保険申請代行が完了していることを理由に、工事の解約に伴う高額な違約金を請求する場合がある。
- 自治体事業と誤認しやすい書き方になっている。

《 アドバイス 》

- ①本当に必要な工事か、契約する前に契約書の内容をきちんと確認し、家族や身近な人に相談しましょう。
- ②訪問販売で契約した場合、契約書受領日から8日間はクーリング・オフができます。
(※) クーリング・オフ・・・期間内であれば工事をしていても無条件で解約できる。
- ③複数の業者から見積りを取り、十分な打ち合わせを経て業者を選定しましょう。
- ④工事が保険の対象になるかどうか、確認のため必ず自身で保険会社に問合せましょう。
- ⑤契約前に、費用の相場、業者の選定方法等のリフォームについての情報を得ることが必要です。

＜住まいに関する情報サイト＞

- 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル）<https://www.chord.or.jp/>
- 国土交通省「住まいの安心総合支援サイト」
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpoconer/index.html>